



# 鳥取県公報

平成15年12月12日(金)  
号外第162号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

規 則	民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則(92) (総務課).....	1
訓 令	鳥取県水産業改良普及員服務規程の一部を改正する訓令(18)(水産課).....	7

——— 公布された規則のあらまし ———

民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

1 次に掲げる規則について、民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う所要の改正を行うこととした。

- (1) 鳥取県個人情報保護条例施行規則
- (2) 鳥取県情報公開条例施行規則
- (3) 職員の退職手当の支給に関する規則
- (4) 鳥取県住民基本台帳法施行細則
- (5) 鳥取県統計調査条例施行規則
- (6) 鳥取県海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則
- (7) 鳥取県建設工事執行規則
- (8) 鳥取県会計規則
- (9) 鳥取県債権管理事務取扱規則
- (10) 鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則

2 施行期日等

- (1) この規則は、公布の日から施行することとした。
- (2) 所要の経過措置を講ずることとした。

## 規 則

民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成15年12月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第92号

民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(鳥取県個人情報保護条例施行規則の一部改正)

第1条 鳥取県個人情報保護条例施行規則(平成11年鳥取県規則第63号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
様式第2号(第6条関係)	様式第2号(第6条関係)
個人情報開示請求書	個人情報開示請求書
実施機関名 様	実施機関名 様
鳥取県個人情報保護条例第13条第1項の規定により、 次のとおり自己の個人情報の開示の請求をします。	鳥取県個人情報保護条例第13条第1項の規定により、 次のとおり自己の個人情報の開示の請求をします。
年 月 日	年 月 日
請求者 郵便番号 住所 氏名 連絡先(電話番号)	請求者 郵便番号 住所 氏名 連絡先(電話番号)
略	略
開示の方法 (1) 閲覧 (該当する (2) 写しの交付(送付の希望の有無 ものを で 有・無) 囲んでくだ (3) 視聴 さい。)	開示の方法 (1) 閲覧 (該当する (2) 写しの交付(郵送の希望の有無 ものを で 有・無) 囲んでくだ (3) 視聴 さい。)
略	略
略	略
略	略
注 略	注 略

(鳥取県情報公開条例施行規則の一部改正)

第2条 鳥取県情報公開条例施行規則(平成12年鳥取県規則第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前												
別表(第9条関係)	別表(第9条関係)												
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>公文書の写しその他の物品の送付に要する費用</td> <td>送付に要する実費の額</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	略		公文書の写しその他の物品の送付に要する費用	送付に要する実費の額	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>公文書の写しその他の物品の送付に要する費用</td> <td>郵送に要する郵便料金の額</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	略		公文書の写しその他の物品の送付に要する費用	郵送に要する郵便料金の額
区分	金額												
略													
公文書の写しその他の物品の送付に要する費用	送付に要する実費の額												
区分	金額												
略													
公文書の写しその他の物品の送付に要する費用	郵送に要する郵便料金の額												
備考 略	備考 略												
様式第1号(第3条関係)	様式第1号(第3条関係)												

公文書開示請求書

職 氏 名 様

鳥取県情報公開条例第6条第1項の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

年 月 日

請求者 郵便番号  
住 所  
(法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地)  
氏 名  
(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)  
連絡先(電話番号) 自 宅  
勤務先

略
開示の方法 (1)閲覧 (2)写しの交付(送付の希望の有無 有・無 (3)視聴
略

注 略

公文書開示請求書

職 氏 名 様

鳥取県情報公開条例第6条第1項の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

年 月 日

請求者 郵便番号  
住 所  
(法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地)  
氏 名  
(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)  
連絡先(電話番号) 自 宅  
勤務先

略
開示の方法 (1)閲覧 (2)写しの交付(郵送の希望の有無 有・無 (3)視聴
略

注 略

( 職員の退職手当の支給に関する規則の一部改正 )

第3条 職員の退職手当の支給に関する規則(昭和51年鳥取県規則第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																																								
様式第11号(第13条、第15条、第21条の2、第22条関係)	様式第11号(第13条、第15条、第21条の2、第22条関係)																																								
<table border="1"> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">失業者退職手当支給申請書</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">失業者の退職手当の支給</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支給願受理日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> <td style="text-align: center;">支給願提出区分</td> <td style="text-align: center;">送付・持参</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	失業者退職手当支給申請書				略				失業者の退職手当の支給				支給願受理日	年 月 日	支給願提出区分	送付・持参	略				<table border="1"> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">失業者退職手当支給申請書</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">失業者の退職手当の支給</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支給願受理日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> <td style="text-align: center;">支給願提出区分</td> <td style="text-align: center;">郵送・持参</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	失業者退職手当支給申請書				略				失業者の退職手当の支給				支給願受理日	年 月 日	支給願提出区分	郵送・持参	略			
失業者退職手当支給申請書																																									
略																																									
失業者の退職手当の支給																																									
支給願受理日	年 月 日	支給願提出区分	送付・持参																																						
略																																									
失業者退職手当支給申請書																																									
略																																									
失業者の退職手当の支給																																									
支給願受理日	年 月 日	支給願提出区分	郵送・持参																																						
略																																									
備考 略	備考 略																																								

( 鳥取県住民基本台帳法施行細則の一部改正 )

第4条 鳥取県住民基本台帳法施行細則(平成14年鳥取県規則第81号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
様式第1号(第2条関係)	様式第1号(第2条関係)
本人確認情報開示請求書	本人確認情報開示請求書
職 氏 名 様	職 氏 名 様
住民基本台帳法第30条の37第1項の規定により、次のとおり自己に係る本人確認情報の開示の請求をします。	住民基本台帳法第30条の37第1項の規定により、次のとおり自己に係る本人確認情報の開示の請求をします。
年 月 日	年 月 日
郵便番号	郵便番号
住所	住所
請求者 氏名	請求者 氏名
連絡先(電話番号)	連絡先(電話番号)
略	略
送付の希望の有無 (該当するものを で囲んでください。)	郵送の希望の有無 (該当するものを で囲んでください。)
有 ・ 無	有 ・ 無
略	略
略	略
注 略	注 略

(鳥取県統計調査条例施行規則の一部改正)

第5条 鳥取県統計調査条例施行規則(平成12年鳥取県規則第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(調査の方法)	(調査の方法)
第20条 鉱工業生産動態調査は、調査員が調査票を調査事業所に配布し、回収するとともに、質問する方法で行う。ただし、この方法で行うことが困難であると認められるときは、調査票を調査事業所に郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵便等」という。)により送付し、回収する方法で行う。	第20条 鉱工業生産動態調査は、調査員が調査票を調査事業所に配布し、回収するとともに、質問する方法で行う。ただし、この方法で行うことが困難であると認められるときは、調査票を調査事業所に郵送し、回収する方法で行う。
(調査の方法)	(調査の方法)
第27条 企業経営者見通し調査は、知事が調査票を調査事業所に郵便等により送付し、回収するとともに、質問する方法で行う。	第27条 企業経営者見通し調査は、知事が調査票を調査事業所に郵送し、回収するとともに、質問する方法で行う。

(鳥取県海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則の一部改正)

第6条 鳥取県海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則(平成8年鳥取県規則第73号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(採捕の数量等の報告の方法)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定による書面を郵便又は民間事業者による<u>信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便で提出した場合における第1種特定海洋生物資源を陸揚げした日から知事に報告するまでの期間の計算については、送付に要した日数は、算入しない。</u></p>	<p>(採捕の数量等の報告の方法)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定による書面を郵便で提出した場合における第1種特定海洋生物資源を陸揚げした日から知事に報告するまでの期間の計算については、<u>郵送に要した日数は、算入しない。</u></p>

(鳥取県建設工事執行規則の一部改正)

第7条 鳥取県建設工事執行規則(昭和48年鳥取県規則第66号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(入札の公告)</p> <p>第10条 知事は、一般競争入札による請負契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を新聞、掲示その他の方法により公告しなければならない。</p> <p>(1)~(5) 略</p> <p>(6) <u>郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札の可否</u></p> <p>(7) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(入札の公告)</p> <p>第10条 知事は、一般競争入札による請負契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を新聞、掲示その他の方法により公告しなければならない。</p> <p>(1)~(5) 略</p> <p>(6) <u>郵便入札の可否</u></p> <p>(7) 略</p> <p>2 略</p>

(鳥取県会計規則の一部改正)

第8条 鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(一般競争入札の公告) 第122条 略</p> <p>2 令第167条の6の規定によるその他入札の公告について必要な事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>(4) 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵便等」という。)による入札の可否</p> <p>(5)~(7) 略</p> <p>(入札の手続) 第125条 略</p> <p>2 入札者は、入札を郵便等により行うことができる。この場合において、入札書と入札保証金及び書類とは別封にしなければならない。</p> <p>3 略</p>	<p>(一般競争入札の公告) 第122条 略</p> <p>2 令第167条の6の規定によるその他入札の公告について必要な事項は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>(4) 郵便入札の可否</p> <p>(5)~(7) 略</p> <p>(入札の手続) 第125条 略</p> <p>2 入札者は、入札を郵便により行なうことができる。この場合において、入札書と入札保証金及び書類とは別封にしなければならない。</p> <p>3 略</p>

(鳥取県債権管理事務取扱規則の一部改正)

第9条 鳥取県債権管理事務取扱規則(昭和39年鳥取県規則第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>様式第1号(第4条関係) (表面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div> <p>(裏面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> <p style="text-align: center;">お知らせ</p> <p>1 この通知書は、表面の項目の金額を納入されなかった方に送付されます。</p> <p>2~5 略</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>問合せ先 (住所) (課所) (電話)</p> </div> <p>備考 略</p>	<p>様式第1号(第4条関係) (表面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div> <p>(裏面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> <p style="text-align: center;">お知らせ</p> <p>1 この通知書は、表面の項目の金額を納入されなかった方に郵送されます。</p> <p>2~5 略</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>問い合わせ先 (住所) (課所) (電話)</p> </div> <p>備考 略</p>

(鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部改正)

第10条 鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号)の一部を次

のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（郵便等による入札）</p> <p>第11条 知事は、特定調達契約につき郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札を禁止してはならない。</p>	<p>（郵便入札）</p> <p>第11条 知事は、特定調達契約につき郵便による入札を禁止してはならない。</p>

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（書類に関する経過措置）

2 この規則の施行の際現に存する書類で、改正前のそれぞれの規則の定めるところにより作成されているものは、改正後のそれぞれの規則の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をした上で改正後のそれぞれの規則に定める書類として使用することができる。

## 訓 令

### 鳥取県訓令第18号

鳥取県水産業改良普及員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成15年12月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 鳥取県水産業改良普及員服務規程の一部を改正する訓令

鳥取県水産業改良普及員服務規程（昭和35年鳥取県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（帳簿類）</p> <p>第9条 普及員の勤務する事務所には、次の簿冊を備えなければならない。</p> <p>（1）～（3）略</p> <p>（4）郵便切手等受払簿（様式第5号）</p>	<p>（帳簿類）</p> <p>第9条 普及員の勤務する事務所には、次の簿冊をそなえなければならない。</p> <p>（1）～（3）略</p> <p>（4）郵便切手受払簿（様式第5号）</p>

(5)~(10) 略

(様式第5号)

郵便切手等受払簿

略

(備考)

1 摘要欄には、郵便切手その他信書便の役務に関する料金の支払のために使用することができる証券の受入先又は郵便物電報等の発送先を記載すること。

2及び3 略

(5)~(10) 略

(様式第5号)

郵便切手受払簿

略

(備考)

1 摘要欄には、郵便切手受入先又は郵便物電報等の発送先を記載すること。

2及び3 略

附 則

この訓令は、平成15年12月12日から施行する。